わが国の健康・体育・スポーツ関連 指導者養成政策に関する研究

川崎順一郎·中川保敬·唐杉 敬*·米沢 久**·紫垣由則**

A Research Project on the Policy of Fostering Professional Instructors for Good Health, Physical Training, and Sports Training in Japan

Junichiro Kawasaki, Yasutaka Nakagawa Takashi Karasugi*, Hisashi Yonezawa** and Yoshinori Shigaki**

(Received May 20, 1991)

The movement to improve our health and physical fitness is considered to start from the days of Tokyo Olympic Games which were held in 1964. Many people at that time believed that the purpose of 'improving physical fitness' was nothing but for specialists 'to win the games/matches'. Since 1980, however, the movement to improve physical fitness has gradually grown fairly flourishingly among the common people, and this movement has now become part of our everyday life, resulting in a lack of professional instructors in many sports genres. At that date, the Japanese government introduced a policy of increasing the number of professional instructors in order to solve this problem. Thus the Ministry of Education, the Ministry of Health and Welfare, and the Ministry of Labor have respectively proposed their own ideas about the fostering of professional sports trainers. But in fact we have some embarrassments to acknowledge, in distinguishing the nomenclature of instructors, in understanding their potential abilities for training, and in making good use of those professional instructors. In this paper, we attempt to clarify the social background of the growth of the movement to improve our health and physical fitness, and propose a classified list of ideas for cultivating professional sports instructors which have been proposed from each ministerial department.

Key words: professional instructors, ministerial office, physical fitness

1. はじめに

1991年3月東京の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて「体育・スポーツ行政研究会の設立総会が開催された。ここでは岡野俊一郎(国際オリンピック委員会委員・日本オリンピック委員会専務理事)が「現代社会における体育・スポーツの課題」というテーマで基調講演を行い、その後のシンポジウムでは「健康・体育・スポーツ関連指導者養成政策の方向²⁶⁾と題してそれぞれの省庁から報告され、指導者養成制度の今後の課題について検討された。

この会の目的は、名称通り体育・スポーツ行政の発展に寄与する事²⁷⁾であるが、設立の時期は

^{*} 熊本大学教養部保健体育教室

^{**} 九州東海大学農学部保健体育教室

もっと早期でも良かったのではないかと思われる。つまり、近年における国民の健康・体育・スポーツに対するニーズは1970年代の後半から徐々に高まってきており、現在の混乱した体育・スポーツ行政の実態はすでに予想できた(ここでいう混乱とは国民サイドからみたものであり「わかりにくい」「わからない」というような意味である)と考えられるからである。

しかし、一方では本年この研究会が設立されたことは時期を得ているとして評価できる。すなわち、現在の混乱した体育・スポーツ行政の状態に対して何とかしなければならないという国民の危機感が生まれてきつつあることから、密度の濃い検討がなされるであろうと期待するからである。

著者らは先に健康・体育・スポーツ行政混乱の実態として地域行政組織の検討を行い、住民の意識と当局との間にズレがあることなどを指摘し、一つの方法を提案した¹²⁾.

本研究においては健康・体力つくり運動が盛んになってきた背景の一部と,現在混乱が最も顕著にあらわれているものの一つとして各省庁で行われている健康・体育・スポーツ関連指導者養成制度の実態並びにこれらを整理した一覧表を提示する.

2. 健康・体力つくり運動の背景

わが国における「健康・体力つくり運動」が行政面に登場するのは文部省に「体育局」が設置 (1958年) されたことからである 30 といってよい、(表1を参照)

これは1950年代後半から始まった欧米先進国の同運動の流れを受けたものであるが具体的には1964年の「オリンピック東京大会」を契機としている 29 . つまり,オリンピック開催に先立って公布された「スポーツ振興法(1961年) 29 」であり、その第 1 条で『この法律はスポーツ振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする 30 』とし、第 2 条では『「スポーツ」とは運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう』として、この法律ではスポーツの目的と定義を明らかにした。

この「スポーツ振興法」を受けてオリンピック終了後,ただちに「国民の健康・体力増強対策について」の閣議決定^{29,31)}が行われ,これがわが国における健康・体力つくり国民運動の開始となった.

しかしこの閣議決定は「振興法」第2条でいうスポーツの定義の前半「運動競技」の面を中心として行われたといってよい.なぜなら、東京オリンピック大会では16個の金メダルを獲得し、開催国の面目は保ったものの陸上競技や水泳など基礎体力を中心とする種目では良い成績をあげることができなかった²⁹.このことを受けて前述の閣議決定がなされたのであるから「運動競技」面に目が向けられていたといえるのである.

つまり、わが国の「健康・体力つくり運動」は欧米先進国とほぼ時期を同じにして開始されたが、このきっかけとなったのは東京オリンピックであり、いわゆる競技力向上を中心としたものであった。しかし、徐々に「スポーツ振興法」第2条でいうスポーツの定義の後半「身体運動」の方向に移動してきており、現在では「健康のためのスポーツ(身体運動)」こそが中心であるといっても過言ではない。

この様にわが国の「健康のための身体運動」の方向に転ずる影響を与えた決定的な事項は1975年 3月ブリュッセルで行われた欧州会議 (Council of Europe) において「欧州みんなのスポーツ憲章 (European Sport for All Charter) が採択、勧告された 29 事であろう。つまり『この憲章はスポーツを従来の一部エリート選手のものから、みんなのもの、しかも健康と福祉の立場から捉えようとす

表1 健康・体力つくり運動小史

年	事 項		
1954	・大統領青少年体力審議会の設置(アメリカ)		
1958	・青少年スポーツ監督局の設置(フランス) ・体育局の設置(日本)		
1959	・ゴールデンプラン第1次覚書(西ドイツ)		
1960	・第二の道運動開始(西ドイツ) ・ウォルフェンデン・レポート発表(イギリス)		
1961	・スポーツ振興法の公布(日本) ・大統領体力スポーツ審議会の設置(アメリカ)		
1963	・体育法の公布(スペイン)		
1964	・国民健康・体力増強対策の閣議決定(日本)		
1966	・ニエミ委員会設置(フィンランド) ・体育とスポーツに関するヨーロッパ協力の基本方針宣言(欧州会議)		
1967	・トリム15年計画の発表(ノルウェー)		
1968	・ブリューゲレポート発表(欧州会議)		
1969	・トリム・イン・ヨーロッパ会議の開催(ノルウェー)		
1969	・KOM運動(食物と運動)開始(スウェーデン)		
1970	・みんなのスポーツ、ヨーロッパ会議の開催(欧州会議) ・スポーツプラス運動開始(ベルギー) ・スポーツ10年計画の発表(イギリス)		
1971	・クリヤリングハウスの設置(欧州会議) ・参加運動開始(カナダ)		
1972	・スポーツカウンセルの設置(イギリス) ・スポーツと自由時間会議の開催(ソ連) ・スウェーデン・イン・トリム計画発表(スウェーデン)		
1973	・トリム・フィットネス会議の開催(西ドイツ) ・トリムの日制定(オランダ)		
1974	・みんなのスポーツ日制定(フランス)		
1975	・ヨーロッパみんなのスポーツ憲章の採択勧告(欧州会議) ・体育・スポーツ振興法の公布(フランス)		
1976	・青少年教育における体育・スポーツに関する担当大臣会議の開催(ユネスコ) ・ライフ・ビー・イン・イット運動開始(オーストラリア) ・みんなの日制定(イギリス)		
1977	・第1回体育・スポーツ暫定政府間会議の開催(ユネスコ)		

資料:㈱健康・体力づくり事業財団「フィットネス・マニュアル」

るもので、スポーツ史上画期的ないわば「スポーツのルネッサンス」である 30 』とされている。 青木 30 は『この憲章のスポーツという用語を健康・体力つくりと置き換えて読みとるとよい』としてこの憲章が採択された時代背景を次の 5 項目にまとめている.

- 『1. 第2次大戦後,先進工業国における疾病構造が変化し,心臓血管系の疾患による死亡率が激増した.これらの予防医学,治療医学の見地から身体活動が重要な役割を果たしていることに疑いの余地がなくなった.さらに,ストレス,喫煙,飲酒,食べすぎといった悪習慣を軽減することにも好影響を与える.
- 2. 犯罪と異常性格の研究によれば、スポーツとの相関性を否定することができない。スポーツによって危険や身体的接触を経験させることが身体的攻撃性に対して打開の途を開くことになり、この準備がなされていない社会は主要な点が欠落しているといわざるを得ない。
- 3. 自由時間の増加が一段と加速されることになろうが、その充足活動としてスポーツが促進されるのは自然で必要な帰結であろう。
- 4. 都市化の進展にともない旧市街地は区画整理され、次々と高層住宅化した。また、多くの人は雇用により生れ育った地域を離れて住むようになった。この結果、かってもっていた社会的接触を失いつつある。この状況下でスポーツは人間的きずなの輪を広げ、その参加が経験を交換しあう場となり得よう。
- 5. 工業化の促進により労働形態は孤独で部分的でかつ単純化している。この結果,働く人は労働する喜びを失い「人間疎外」が生まれた。これに都市化にともなう「孤独」が加わり個人への意識確立への「選択」にはなはだしい制約が生じた。この対応策としてスポーツを通しての「自己表現」が重要であるとする意見が台頭してきている。人はスポーツをするなかで何ができるかを発見し、示すことによって自分を表現することができよう。300』

以上のように憲章が採択された時代背景は"スポーツ"を人の健康・福祉の立場から大きくとらえているが,このとらえ方をしても欧州では混乱を引きおこしていない.何故なら「この欧州みんなのスポーツ憲章」は19ヶ国のスポーツ担当大臣が集まって採択した 29 からである.つまり,欧州ではすでに"スポーツ"をこの様なとらえ方でみており(表1参照),いわゆる「スポーツ省」から「スポーツ大臣」が出席して会議を行ったということである.

これに引きかえわが国では、この時期においてはまだまだ"スポーツ"を「運動競技」的な視点でとらえる人々が多かったため、担当省庁としては殆ど文部省が中心であった。

しかし、現在では前述のように健康のためのスポーツ「生涯スポーツ」の時代^{1),2),4),17),18)}に急激に 突入(体力つくり国民会議などが中心となりこの運動を盛りあげた結果ではあるが、一般的には "急増した"と写ることからこの表現を用いた)し、このことが健康・体育・スポーツ関連指導者 の需要を増大させた。更にこれらの指導者は実技指導のみでなく健康面についての幅広い教養や専門知識を必要とされてきたため、厚生省^{3),14)-16),28)}や労働者^{19)-24),33)}でも指導者を養成することとなった(文部省を含め、いずれも1987年移降).

これらの指導者養成制度は、国民のニーズにこたえた形となり、歓迎されるべきものではあるが、現実的には混乱の原因ともなっている。例えば、ある体育学系専攻学生が、「健康運動の方向で仕事をしたいと考えるが、どの省庁からでた、どの免許(?)を取得したら良いだろうか」という質問に対し、「誰も満足する説明をすることが出来なかった」というような混乱である。

以上,健康・体力つくり運動の背景と現時点におけるわが国の体育・スポーツ行政に対する国民の混乱状態の一部を述べたが次の章では健康・体育・スポーツ関連指導者養成制度の現状について述べる.

3. 健康・体育・スポーツ関連指導者養成の実態

ここでいう健康・体育・スポーツ関連指導者とは、運動に関係する指導資格を持った(取得した)人の事を指している。この資格の種類を省庁レベルでみると文部省が4通り(地域スポーツ指導者、競技力向上指導者、商業スポーツ施設における指導者、スポーツプログラマー)、厚生省が2通り(健康運動指導士、健康運動実践指導者)、労働省が2通り(ヘルスケア・トレーナー、ヘルスケア・リーダー)の8種類であるが、これらを省庁にかわって認定する団体、つまり、「事業主体」レベルでみると、その資格の種類がかなりな数になる。

まず,文部省関係について,体育・スポーツ行政研究会のシンポジウム資料より抜粋引用しながら実態を明らかにする.

『・・・略・・・,昭和61年12月,保健体育審議会から「社会体育指導者資格付与制度について」の建議が文部大臣になされた。

文部省はこれを受けて昭和62年1月24日「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する 規定」を告示するとともに、同年3月・・・略・・・同制度の整備を図った。

また,昭和62年12月保健体育審議会から「スポーツプログラマーの養成について(建議)」が出され,これを受けて,昭和63年6月に告示を改正するとともに・・・略・・・スポーツプログラマーの養成制度についても整備を図ったところである.⁴⁾』と経緯をのべ,次に制度の概要にふれている.

- 『(1)事業の認定・・・略・・・, 文部大臣が保健体育審議会社会体育分科審議会の委員の意見を 聴いて認定, 告示することとする.
- (2)実施の主体・・・財団法人又は社会法人であり、スポーツの振興に積極的に寄与し、かつ審査・証明事業を実施するのにふさわしいものであること等の要件を満たすもの.
- (3)審査事業の内容

対象(1~3は各種目別の指導者)

- 1,地域スポーツ指導者――地域住民を対象として指導を行う指導者
- 2,競技力向上指導者 ――競技選手の競技力の向上を図るための指導者
- 3, 商業スポーツ施設に――商業スポーツ施設において職業として指導を行う おける指導者 指導者
- 4,スポーツプログラマー—運動・スポーツをこれから実行しようとするもの に対し、相談、スポーツプログラムの提供及び実 技指導を行う指導者
- (4)資格取得の要件・・・文部大臣より審査証明事業の認定を受けた民法法人. 実施する所定の講習を受講し、かつ、当該法人の実施する試験において、一定水準以上の成績を収めた者. ・・・略・・・⁴⁾』

以上,社会体育指導者の知識・技能審査事業の概要 $^{4,18)}$ を述べた.先に「省庁レベルでみた指導者は4通りである」としたのはこの引用文中の審査事業の内容,対象 $1\sim4$ をさしている.ただし,「社会体育指導者養成制度について」の文部省体育局長通知(昭和62年3月と63年6月)の中でも $1\sim3$ はそれぞれ初・中・上級の3種類,4スポーツプログラマーは1種2種,計11種類の資格指導員が例示されている $^{18)}$. また,この引用文中(2)「実施主体」を受けたのは(3)日本体育協会 $^{4,25)}$ であり,この協会が独自で公認する指導者を含めると9通り18種類 $^{25)}$ となる.

| 脚日本体育協会の他にも文部省関係の「事業主体」は側日本体育施設協会²⁷⁾や(財)日本スポー

ツクラブ協会²⁷などがあり、ここからは4種類の指導者の資格を認定しており、このレベルのみでも合計すると13通り22種類となる。文部省関係ではこの他にも「婦人スポーツ指導員」「高齢者スポーツ指導員」等を付与している都道府県もあり、全国では25種類程度の指導員資格があるのではないかと考えられる。

つぎに厚生省関係の健康・体力つくり運動指導者養成の概要^{3),14)-16),28)}について述べる.

昭和62年8月,公衆衛生審議会は「健康つくりのための運動指導者養成について」の意見具申をし、これを受けて厚生省では63年1月「健康つくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明の認定に関する規定」を告示した¹⁴⁾.同年2月には「健康つくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明の認定に基づき、健康運動指導士審査・証明の事業を認定した件」を告示¹⁵⁾した(また、昭和63年度から地域における「運動普及推進員」の市町村の養成事業に対する補助制度を創設したことも告示している).

内容の要約は次の通りである.

- (1) 認定法人の名称 財団法人 健康・体力づくり事業財団
- (2) 認定法人の住所・・・・略・・・・
- (3) 審査証明事業の名称 健康運動指導士審査・証明事業
- (4) 付与する商号の名称 健康運動指導士

同様に、平成元年6月には「健康運動実践指導者」の名称付与について告示¹⁶⁾した.

先に「省庁レベルでみた厚生省の指導者は2通りである」としたのは、この健康運動指導士と健康運動実践指導者であるが、市町村が養成する「運動推進普及員¹⁵⁾」や日赤が認定している救助・救急員²⁷⁾を含めると、厚生省関係の健康・運動関連指導者は3通り5種類であるといえよう。

労働省における健康・体育・スポーツ関連指導者はヘルスケア・トレーナーとヘルスケア・リーダーの2種類であるが、これらがつくられた背景¹⁹⁾⁻²⁴⁾を簡単に述べる.

『近年における労働人口の高齢化,技術革新の急速な進展,サービス経済化の進展,就業形態の多様化などは・・・略・・・労働者の健康問題やストレスに起因する心身の健康問題等新たな課題が発生している。このような状況に対応するため,労働安全衛生法の一部が今年(昭和63年)5月に改正され・・・略・・・』という経緯を経て『事業者に対し,従来から規定されていた体育活動等に対する便宜供与等を加えて,健康教育,健康相談その他労働者の健康保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずる努力義務が新たに加えられた¹⁹⁾』の労働安全衛生法の改正がなされた。

これらが適切かつ有効に実施されるよう「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」が公表 $^{19)}$ され,この中の「3,健康保持増進計画等 $^{19,20)}$ の「 19 0の「 19 0 健康保持増進対策推進のためのスタッフ」として産業医など6種類をあげており,この中の2種類がヘルスケア・トレーナーとヘルスケア・リーダーとなっている.

以上,文部省,厚生省,労働省所管のいわゆる「運動」に関連する指導者(種類を中心として) 養成の実態を明らかにした.この3者が養成する健康・体育・スポーツ指導者の種類を合計すると 約30種類にものぼることがわかったが、現場的にはもっと多くの種類があると考えられる.

例えば、昭和43年3月に結成された「体力つくり国民会議」ではその後毎年体力つくりの組織等を表彰しており、その区分は内閣総理大臣賞、総務庁長官賞、体力つくり国民会議議長賞がある.

これらを受賞した職域組織や市町村地域組織は平成元年度までで約800団体³²にのぼるが、これらの団体ではそれぞれの考え方で健康体力づくりの実践を行っており、そこで作られた独自な資格などもかなりあると考えられるからである(例、「生き生き度体力判定員」熊本県御船町).

いずれにしても健康・体育・スポーツ関連の指導者は公的に発表されているものだけでもかなりな数になるが、本研究の目的の一つは混乱した指導者養成制度を一般住民にわかりやすく整理した一覧表を作成(多くの文献から抜粋・引用した)することであった。従って、本項のまとめとして表2を提示する。なお本表を作成するにあたっての基本姿勢は「住民が指導者を利用する場合」を第一とし、二番目は「指導者をめざす場合」と考えた。

4. ま と め

著者らは1968年以来,医学的検査を中心としたいわゆる住民の健康診断等に健康・体育・スポーツ関係のスタッフとして参加し報告を行ってきた⁵⁾⁻¹²⁾. これらを踏まえて近年では体育・スポーツに関する行政組織の検討を行っている. つまり,「住民が自らの健康を求めて行動を起すような環境づくりとそれらを積極的に支援するための行政組織はいかにあるべきか」ということである.

このことについて先の研究¹²⁾では『国民の健康は憲法第25条に保障されている.これに基づいて行われる健康保持・増進のための衛生行政はその所管が文部・厚生・労働の三省に大別されているが,住民への情報伝達径路などは省庁別に全く異なっており,住民は混乱している¹³⁾』という実態を報告した.

本研究ではその混乱が顕著にあらわれているものの一つとして三つの省庁から出された「健康・体育・スポーツ関連指導者養成制度」に着目し、国民のいわゆる健康・体力つくり運動が盛んになってきた背景とこの有資格者をいかに利用するかという住民の立場から省庁をまとめた形で一覧表を作成した.

この一覧表を作成するにあたり、著者らは現在の体育・スポーツ行政に関わる問題点や疑問点、 今後の課題等いわゆる混乱の現状を検討した。その結果を以下にまとめる。

- 1) 住民のニーズにこたえるため多くの種類の「運動にかかわる指導者」が存在することは分ったが、その「養成の目的(表2参照)」に応じた資格者の特徴(能力差)が分りにくい.
 - ・・・果たしてこんなに多くの種類が必要か、例えば医者の場合、スポーツドクター(文部省)
- ・健康運動指導士(厚生省)・産業医(労働省)と三種類が上げられるがどのような違いがあるのか明確でない、運動指導有資格者についても全く同様のことがいえる。
- 2) 有資格者がどこに居て、どのような手続きで利用できるか分りにくい.
- ・・・資格取得者は各所管のしかるべきところが登録されるようになっているが、住民が利用する場合、市町村レベルの教育委員会や役場の窓口で十分わかるとはいえない。指導者の能力の選択も勿論できない。
- 3) 資格を取得したらどの様なメリットがあるのか分りにくい.
- ・・・文部省関係はボランティア,厚生省は健康増進施設の認定要件,労働省は事業場または健康保持増進サービス機関のチームメイト等となっているが,多額の金を使い自らこれらの資格を取得したとしてもメリットになりうるか分らない.また,ボランティアで今後も人材の確保ができるか.等々である.

既に「日本にもスポーツ省を」という声があり、体育・スポーツ行政の在り方については色々な

表 2 健康・体育・スポーツ関連指導者に関する一覧表

	AX L KEAN	作日 // / / 风在旧号名に入) 3 見次
団体の 所 管	指導者資格の名称	養成の目的
文	地域 スポーツ指導者 B級 パポ	地域のスポーツクラブやスポーツ教室における競技別の基礎的導入的な指導等にあたる 地域のスポーツクラブの育成、運営の指導と競技別スポーツ技術の専門的指導 およびスポーツ大会など諸行事の企画、運営等にあたる 地域スポーツ組織の育成、運営の指導助言と、C級スポーツ指導員の育成・指導 等にあたる
	が 競技 力力 B級 " 指上 導 A級 "	競技別スポーツ技術についての基礎的、専門的指導と活動組織の育成・指導にあたる 競技別スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導および選手の特性に応じた競技力向上の指導などにあたる 新たな技術の研究開発と高度な技術指導、諸外国の競技力の分析と新たな戦術、 戦法の研究開発、C級コーチの育成・指導などにあたる
	者 商施 業設 スに ポお指 「けず ツる者	主として商業スポーツ施設において職業としてスポーツの指導をするもので、競技別スポーツ技術についての専門的指導と各種事業の企画・運営などにあたる競技別スポーツ技術についての専門的指導と、個々の指導対象者の目的に応じたプログラムの企画・立案等にあたる競技別スポーツ技術についての専門的指導と施設の経営管理、C級教師の育成・指導等、地域スポーツ組織との連携等にあたる
777	・マスターコーチ	当該競技において指導者として資質・能力が特に優れ、競技別指導者の育成・ 指導などにあたる。かつ、年齢50歳以上。
部	・スポーツドクター・トレーナー	スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防 研究等にあたる スポーツドクターとの協力のもとに選手の健康管理、トレーニングの調整 スポーツ外傷、障害の応急処置、リハビリテーション等にあたる
	スポーツプログラマー ・ 一種 ・ 二種 スポーツ少年団指導者	主に地域公共施設において各年齢層の住民等に対して適切なスポーツ活動ができるよう相談および指導にあたる 主に商業スポーツ施設においてスポーツ活動を行うものに対する相談および 指導をおこなうとともに各種トレーニング等の基本的指導にあたる
省	· 指導員 育成指導員	単位団の育成・指導にあたるとともに、団内における育成母集団をはじめ組織 の強化等にあたる 都道府県、市区町村スポーツ少年団組織の育成、スポーツ少年団の普及と活動 の促進および指導員の育成指導等にあたる
	体力テスト員 ・ 体力テスト判定員 ・ 体力テスト指導員 ・ トレーニング指導士 ・ 体育施設整備士 ・ ミュージッストラ ・ トレーニンストラクター	体力テストの実施と普及および実施結果の判定にあたる 都道府県内における体力テストの普及と企画に参加するとともに、体力テスト 判定員の育成にあたる トレーニングの指導経験を有するものに対し、一層その資質の向上を図るため 一定基準の理論と実技を修得させ、トレーニングの正常な発展を期し、国民の 体力作りに貢献することを目的とする 体育施設の維持管理ならびに運営に必要な施設整備の知識技能を修得させ、わ が国の体育の振興に寄与することを目的とする リズム体操やエアロビックダンス、エクササイズのようにトータルフィットネ スを指導できるものの養成 スポーツ医学の基礎をふまえ、各々のねらい、原理、内容などを専門的に修得 し、資質の高いインストラクターを養成する
	· 健康運動指導士	医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ個人個人の身体の状況に適 した運動プログラムを提供できる知識技能を有するものを養成する
厚	· 健康運動実践指導者	医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ個人個人の身体の状況に適 した運動の実践・指導を行うための知識技能を有するものを養成する
生	・運動普及推進員	運動指導の専門家と連携を取りながら地域に密着して運動の普及・指導にあた るものを養成する
省	• 日本水上安全救助員	水の事故から生命を守るために、水の事故防止思想を涵養し、溺者が発生した時の適切な救助と応急手当の知識と技術を持ったものを養成する
	· 日赤教助法教急員	病気やケガや災害から生命を守るために、事故防止思想を涵養し、傷病が発生 した時の適切な応急手当の知識と技術を持ったものを養成する
労	・ ヘルスケア トレーナー	産業医の作成した運動指導表の結果に基づき、さらに本人の趣味なども考慮の うえ、具体的な運動プログラムを作成し、自ら運動の実践指導を行うとともに ヘルスケアリーダーの指導を行うものを養成する
働省	・ ヘルスケア リーダー	ヘルスケアトレーナーの指導のもとに個々の労働者に対する運動実践の指導・ 援助を行うものを養成する
	1	

受講資格	取得に要する時間・費用	認定団体
C級満20歳以上	C級 8 0 時間以上 1. 2 万円	· 日本体育協会(加盟競技団体)
C級取得後概3年	B級 " "	
B級取得後概5年	A級 " "	
C級満20歳以上	C級 508時間以上 3.8万円	· 日本体育協会(加盟競技団体)
C級取得後概3年	B級 259時間以上 "	
B級取得後概5年	A級 259時間以上 "	
C級満20歳以上	C級 1000時間以 80万円	・ 日本体育協会(加盟競技団体) ・ 日本プロゴルフ、テニス協会
C級取得後概3年	B級 500時間以上 "	・ 日本スイミングクラブ協会 ・ 日本職業スキー教師協会
B級取得後概5年	A級 500時間以上 "	
満50歳以上		・ 日本体育協会(加盟競技団体)
医 師		· 日本体育協会
•		・ 日本体育協会
満20歳以上	一種 160時間以上 6~12万円	・・日本体育協会・日本体育施設協会
満20歳以上	二種 650時間以上 "	・ 日本体育協会・日本健康スポーツ連盟・ 日本スポーツクラブ協会
•		・ 日本スポーツ少年団・都道府県スポーツ少年団
•		・ 日本スポーツ少年団
•		・ 日本体育協会・都道府県体育協会
***	WITH A LINE WAY AND A STATE OF THE STATE OF	- 日本体育協会
満20歳以上 1年以上の指導実績	理論24時間、実技12時間 1万円	・ 日本体育施設協会
満20歳以上 現又は将来就任する者	屋内整備士 31時間 計屋外整備土 30.5時間	· 日本体育施設協会
19歳以上、高卒以上登録指導者で1年以上の	講義 5.5時間 実技12時間 3.4 万円	・ 日本スポーツクラブ協会
19歳以上、高卒以上 登録指導者で1年以上の	講義 4 時間 実技15時間 3.4.万円	・ 日本スポーツクラブ協会
· 医師、保健婦、栄養士 看護婦、体育系大卒者	18万円	・ 厚生省 ・ 健康・体力づくり事業財団・日本健康スポーツ連盟
5年以上の運動指導経 ・体育系統の短大、専修 (2年制)の卒業者(学校 33単位49.5時間 (見込)	・ 厚生省 ・ 日本エアロビックフィット協会
3年以上の運動指導経・ボランティア活動への		・ 市町村
満18歳以上で 泳力のあるもの	2 5 時間 0.1~0.2万円	・ 日本赤十字社・ 各都道府県、市町村の社会福祉課主催の講習会
義務教育修了以上の者	2 0 時間 0 . 1~0 . 2 万円	日本赤十字社 各都道府県、市町村の社会福祉課主催の講習会
体育系、保健系の大卒者 ヘルスケアリーダーの 3年以上の経験		· 中央労働災害防止協会
満18歳以上	講義 1 8 時間 実技 2 8 . 5 時間	・・中央労働災害防止協会

機関や研究グループによって検討されていることではあるが、これらについては急がねばならない ことであると考える.

文 献

- 1) 保健体育審議会 学校体育・社会体育合同分科会編 1989 21世紀に向けたスポーツの振興方策について (審議まとめ), 1-21.
- 2) 保健体育審 1989 21世紀に向けたスポーツ振興策の答申案,スポーツ施設の整備指針示す生涯スポーツ の充実も,週刊保健衛生ニュース,第 505号,2-7.
- 3) 泉一男(厚生省保健医療局健康増進栄養課) 1991 厚生省の指導者養成,体育・スポーツ行政研究会編, 13-18.
- 4) 笠原一也(文部省体育局生涯スポーツ課) 1991 社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定について,前掲書 P. 8 引用.
- 5) 川崎順一郎 1971 農業従事者の健康に関する研究(地域別形態・機能成績と農業センサスとの関連について),保健の科学,第13巻,第11号,670-673.
- 6) 川崎順一郎・照屋博行 1972 農業従事者の健康に関する研究Ⅱ (とくに農繁・閑期における形態・機能の変動および血液性状との関係),保健の科学,第14巻,第12号, 759-761.
- 7) 川崎順一郎・照屋博行 1973 農村検診における体力測定に関する一考察,日本農村医学会雑誌,第22 巻,第3号,418-419.
- 8) 川崎順一郎・田中正子・石田新一 1978 成人の体力と医学的検査成績との関連についての研究(肥満・筋力・柔軟度を中心に),ハイ健康です,熊本県健康管理協会(昭和51年度研究報告), 157-172.
- 9) 川崎順一郎・唐杉敬・二塚信 1978 農業従事者の健康に関する研究(熊本県の地域別健康水準評価の試み), 熊本大学教育学部紀要,第27号,自然科学,133-146.
- 10) 川崎順一郎・東寿美枝・他5名 1982 健康診断における体格・体力測定の意義,日本農村医学会雑誌,第31巻,第3号,258-259.
- 11) 川崎順一郎・錦井利臣・唐杉敬・米沢久・紫垣由則 1989 高齢者の健康度を数式化する試み, 熊本大学教育学部紀要, 第38号, 自然科学, 65-78.
- 12) 川崎順一郎・中川保敬・唐杉敬・真鍋純子・米沢久・紫垣由則 1990 健康経営に関する行政組織の検討、熊本大学教育学部紀要、第39号、人文科学、109-117.
- 13) 前掲書 P. 114 引用
- 14) 厚生省告示 第18号 1988 1.22.
- 15) 厚生省告示 第31号 1988 2.29.
- 16) 厚生省告示 第 124号 1989 6.27.
- 17) 文部省体育局生涯スポーツ課編 1991 21世紀へのウェーブ 生涯スポーツ, 12-23.
- 18) 文部省体育局長(通知) 資料3,文体ス 第78号 1987 3.30
- 19) 労働法令通信 1988 改正安衛法に基づく労働者の健康保持増進対策, VOL. 40 NO. 30, 1-11.
- 20) 労働者健康確保事業助成制度推進要綱 1989 5.29.
- 21) 労働省労働基準局安全衛生部編 1989 職場の健康づくりのすすめ方, 12-13.
- 22) 前掲書 P. 19-24.
- 23) 労働省・中央労働災害防止協会編 1989 心とからだの健康づくり運動, 3-8.
- 24) 前掲書 資料 3 指導者養成研修 P. 13, 資料 4 指導者の登録 P. 14.
- 25) 菅野裕(財団法人日本体育協会事業部指導者育成課) 1991 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度,体育・スポーツ行政研究会編,体育・スポーツ行政研究会第1回大会号(設立記念), 20-26.
- 26) 体育・スポーツ行政研究会編 1991 体育・スポーツ行政研究会第1回大会号(設立記念), 3-5.
- 27) 前掲書 P. 25-26 より抜粋・引用.
- 28) 国民衛生の動向 1989 第2章 健康増進, 95-97.
- 29) 体力つくり国民会議事務局総務庁青少年対策本部編 1989 国民の健康・体力つくりの現況, 大蔵省印刷局, 30-43.
- 30) 前掲書 P. 30-33 より抜粋・引用.

- 31) 前掲書 P. 314-319.
- 32) 前掲書 P. 345-360.
- 33) 山内政栄(健康・体力づくり振興事業財団調査部長) 1989 健康づくりのための運動指導者の養成,厚生/16, 23-24.

(1991年5月20日 受理)